

平成27年第1回
福岡県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）

会議録【1月29日】

目 次

日時・場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	1
議事日程・会議に付した事件	1
開会・開議	2
日程第1 議席の指定	2
日程第2 会議録署名議員の指名	2
日程第3 諸般の報告	3
日程第4 会期の決定	3
日程第5 選挙第1号 副議長の選挙	3
日程第6 一般質問	5
日程第7 専決処分の報告及び議会の承認を求めるについて 承認第1号 福岡県自治会館管理組合等公平委員会規約の一部を 改正する規約	12
日程第8 議案第1号 平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)	13
日程第9 議案第2号 平成27年度福岡県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算案	14
日程第10 議案第3号 平成27年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算案	14
日程第11 議案第4号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度 臨時特例基金条例の一部改正について	16
日程第12 議案第5号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例の一部改正について	16
日程第13 同意第1号 監査委員の選任について	17
日程第14 同意第2号 監査委員の選任について	18
日程第15 請願第1号 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書	18
日程第16 請願第2号 「医療・介護総合法」と4月からの介護報酬改定案 の見直しを求める請願	18
閉会	23
会議録署名	24

日時・場所

平成27年1月29日（木） 14時00分
ホテルレガロ福岡 3階レガロホール（A）
(福岡市博多区千代一丁目20番31号)

出席議員（22名）

2番 藤沢 加代	12番 田中 純	24番 武末 茂喜
3番 吉村 太志	14番 平安 正知	25番 大林 弘明
4番 松野 隆	16番 金堂 清之	26番 長崎 武利
5番 調 崇史	17番 花田 鷹人	27番 奥村 守
6番 平畠 雅博	18番 小山 達生	28番 井上 利一
7番 古賀 道雄	19番 高木 典雄	29番 田頭 喜久己
9番 道祖 満	23番 井上 健作	33番 今富 壽一郎
10番 伊藤 信勝		

欠席議員（11名）

1番 鷹木 研一郎	15番 藤田 陽三	30番 石川 潤一
8番 向野 敏昭	20番 森田 俊介	31番 渡邊 元喜
11番 三田村 統之	21番 西原 親	32番 永原 讓二
13番 松下 俊男	22番 月形 祐二	

説明員

広域連合長 井上 澄和、副広域連合長 南里 辰己、
事務局長 森 修二、会計管理者 筒井 ひとみ、事務局次長 川久保 真之、
医療費適正化等担当次長 鳥巣 好孝、総務課長 栗山 勝典、
総務課課長 大村 敏博、事業課長 江崎 浩二、事業課課長 吉永 公一郎

議事補助員

書記 楠本 祐子、書記 藤吉 広一郎

議事日程・会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 選挙第1号 副議長の選挙

- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 専決処分の報告及び議会の承認を求めるについて
承認第 1 号 福岡県自治会館管理組合等公平委員会規約の一部を
改正する規約
- 日程第 8 議案第 1 号 平成 26 年度福岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 2 号 平成 27 年度福岡県後期高齢者医療広域連合
一般会計予算案
- 日程第 10 議案第 3 号 平成 27 年度福岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 11 議案第 4 号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度
臨時特例基金条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 5 号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部改正について
- 日程第 13 同意第 1 号 監査委員の選任について
- 日程第 14 同意第 2 号 監査委員の選任について
- 日程第 15 請願第 1 号 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書
- 日程第 16 請願第 2 号 「医療・介護総合法」と 4 月からの介護報酬改定案の
見直しを求める請願

■開会・開議（14時00分）

議長（奥村 守）皆さん、こんにちは。議長の奥村でございます。

どうか本日はよろしくお願ひいたします。

ただいまから、平成 27 年第 1 回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員数は、20名であります。議員定数は 34 名で、定足数は 17 名です。

よって、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

（最終出席者：22名）

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

■日程第 1 議席の指定

議長（奥村 守）それでは、日程第 1 「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、現在ご着席の席をもって議席といたします。

■日程第 2 会議録署名議員の指名

議長（奥村 守）日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、16番、金堂清之議員、26番、長崎武利議員を指名いたします。

■日程第3 諸般の報告

議長（奥村 守）次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

まず、議員異動の報告です。今回、新たに当選をされました方は、お手元に配布しております「議員異動報告書」のとおりです。

次に、例月出納検査結果報告です。監査委員からお手元に配付のとおり、「平成26年6月から平成26年11月までにおける例月出納検査の報告」があっております。

次に、本日、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長及び副広域連合長、その他の関係職員の出席を求めましたので、報告いたします。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

■日程第4 会期の決定

議長（奥村 守）次に、日程第4「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥村 守）ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定しました。

■日程第5 選挙第1号 副議長の選挙

議長（奥村 守）次に、日程第5選挙第1号「副議長の選挙」です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと存じます。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥村 守）ご異議なしと認めます。よって、副議長選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名方法につきましては、議長において指名することといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥村 守）ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、宗像市議会副議長であります、17番、花田鷹人議員を指名いたしたいと思います。お諮りします。花田鷹人議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（奥村 守）ご異議なしと認めます。よって、花田鷹人議員が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました、花田鷹人議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。事務局は、花田議員に告知書を渡してください。

議長（奥村 守）花田副議長に、就任のご挨拶をお願いします。

副議長（花田 鷹人）ただいま副議長に推挙いただきました、宗像市の花田と申します。今後、広域連合が担う高齢者医療制度の安定運営に向けて、奥村議長を支え、また、力を合わせながら、本議会の円滑な運営に努めてまいりますので、どうか、議員の皆様方のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（奥村 守）ありがとうございました。

次に、広域連合長から発言の申し出があつてありますので、これを許可いたします。

井上広域連合長。

広域連合長（井上 澄和）皆様こんにちは。広域連合長の井上でございます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

広域連合議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月に施行以来、今年3月末をもつて7年が経過いたします。

この間、大きな混乱もなく円滑な取組が出来ておりますのも、ひとえに、議員の皆様をはじめ、構成市町村の皆様のご理解とご協力の賜物と、心から感謝申し上げます。

さて、国においては、後期高齢者医療制度について様々な議論が重ねられておりましたが、平成25年12月には改革の道筋を示した、いわゆる「プログラム法案」が施行され、現在、この法律に基づき、後期高齢者医療制度を含めた社会保障全般の改革が進められているところであります。

こうした中、本広域連合といたしましては、国の動向を注視しつつ適切な対応を図るとともに、被保険者の皆様が安心して必要な医療を受けることができるよう、引き続き、福岡県及び構成市町村と密接に連携・協力しながら、一層、健全で効率的な制度運営に努めてまいる所存でございます。

今後とも、議員の皆様をはじめ、関係の方々のご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の定例会には「平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算」及び「平成27年度一般会計・後期高齢者医療特別会計予算」に関する議案ならびに条例改正議案など計5件を提出いたしております。

後ほど、提案理由及び内容の説明をさせていただきますが、議員の皆様におかれましては、何卒、慎重なるご審議をいただき、各議案につきまして、満場のご賛同を賜りま

すよう、お願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

■日程第6 一般質問

議長（奥村 守）次に、日程第6「一般質問」を行います。

質問の回数は、会議規則第57条の規定により、同一議員につき3回までです。再質問を行う際は、挙手して「議長」とお呼びください。また、質問の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で、15分以内といたしますので、ご了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。2番、藤沢加代議員。

2番（藤沢 加代）皆さん、こんにちは。日本共産党の北九州市議会議員藤沢加代です。

一般質問をさせていただきます。

保険料について6点お尋ねいたします。

当広域連合の保険料は所得割率、均等割額ともに制度発足以来全国一の高さが続いています。平成26・27年度の保険料で所得割率11.47%と11%を超えたのは、全国で唯一当広域連合だけです。当広域連合の最大の課題はいかに保険料を抑えるか、そのためには健康増進運動を進め、いかに医療費を抑えるかに尽きると言つてもいいのではないでしょうか。

全国47広域連合のうち、平成26・27年度の一人当たりの平均保険料が下がった広域連合は20に上ります。所得割率を引き下げるか据え置いたところは15、均等割額を据え置いたのが13、所得割率、均等割額いずれも据え置いたところが13あります。そこで、こうした平均保険料が下がった広域連合について、その要因を事務局に分析していただきました。一人当たり平均保険料100円以上の引き下げとなった広域連合のうち、被保険者数が30万人以上と九州内の広域連合を選び、北海道、新潟県、静岡県、京都府、広島県、熊本県、大分県の7広域連合が調査対象です。

所得割率、均等割額ともに据え置いた新潟・熊本・大分県は剩余金を活用しています。静岡、京都、広島県は平均保険料は下がりましたが、剩余金に加え財政安定化基金を活用してもなお、保険料率は上がっているため、収入が前年と変わらない被保険者は負担増となっています。また、北海道は剩余金と財政安定化基金を投入し、所得割率を下げ均等割額を上げているなどが分かりました。結論として、「保険料率を積極的に下げた広域連合はない」、「均等割の5割・2割軽減拡充及び所得階層の変化により平均保険料が下がった」ものと結論付けました。

しかし、私は20の広域連合で平均保険料が下がり、13の広域連合が所得割率、均等割額いずれも据え置いたところに、各広域連合の苦闘とも言うべき保険料抑制の努力の跡が見て取れると思いました。当広域連合も、剩余金36億円、財政安定化基金25億円を投入しましたが、結果として残念ながら引き下げはもちろん据え置きにも至りませんでした。まず、据え置くという決意が必要だったのではないかでしょうか。

今年度の保険料の引き上げショックについては前議会において申し上げましたが、負担増は保険料の引き上げだけではありません。厚生労働省はこの21日の社会保障審議会の年金部会において、年金支給額の伸びを物価上昇より低く抑える「マクロ経済スライド」について、物価が下がるデフレ経済でも実施できるよう見直しを盛り込んだ報告書を示しました。向こう30年間年金を実質削減する大改悪です。

年金の連続引き下げ、消費税8%増税、さらに円安による諸物価の値上げが相次いでいます。この冬ガソリンと灯油の価格が下がっているのがせめでもですが、4月からは介護保険料の引き上げが待っています。そして次の年はまた後期高齢の保険料が上がれば、医療と介護で毎年負担増が続くことになります。消費増税10%は1年半先送りとなり、今年の引き上げはなくなりましたが、その後は必ず上げると安倍首相は言明しており、高齢者の生活は一層深刻にならざるを得ません。どれだけの高齢者がこの負担増に耐えられるのでしょうか。

そこで以下質問します。

第1に高齢人口の増加と医療費の伸びが保険料に反映するという後期高齢者医療制度の仕組みの根幹が変わらない限り、この問題解決はありません。まずこの点について広域連合長の認識を伺います。

第2に、保険料抑制の決意についてです。高齢人口と医療費の伸びは広域連合によつて事情は様々ですが、今期もまず保険料は上げないという決意が必要だったのではないかでしょうか。そこで、次期改定時には保険料率は据え置く決意を述べてください。

第3に財政安定化基金についてです。保険料抑制には今期も財源として剰余金と財政安定化基金の活用が行われましたが今年度も来年度予算においても、財政安定化基金の拠出はありません。保険料引き下げに活用出来る重要な財源としてしっかりと積み立て、積み増しすべきではありませんか。あわせて国と県にも拠出するよう求めるべきです。

第4に福岡県の果たすべき役割についてです。当広域連合は、毎年国や県に対し様々な要望活動を行っています。県に対しては「医療費適正化に係る支援」や「運営支援の充実等」の要望をくり返し行っていますが、県は十分にこたえていません。他の広域連合では、富山県など6府県が健康診査事業費補助金を出しています。また、京都府は運営経費の一部助成をおこなっています。当広域連合の保険料が全国一高いものとなっていることや、構成自治体の財政状況を踏まえ、県民の健康増進推進に向けて、福岡県がもっと積極的に役割を果たすよう強く要求すべきです。

第5に保険料がどこまでも上がり続けていく問題です。高齢者を取り巻く経済状況が厳しい中、どこまでこの負担増に耐えられるのか心配です。所得割率、均等割額、そして一人当たり平均保険料は、当広域連合においてそれぞれいったいいいくらまで引き上げられると想定しているのかお尋ねします。

第6に保険料軽減特例措置の見直しに関連してお尋ねします。現在、低所得者と元被扶養者の軽減策がとられており、来年度も継続しますが、国は今後段階的に縮小し平成

29年度から「原則本則に戻す」としています。当広域連合は低所得者が多く、その影響が心配です。もし予定通り実施されれば、どんな影響が想定されるか、お答えください。以上です。

議長（奥村 守）井上広域連合長。

広域連合長（井上 澄和）藤沢議員のご質問のうち、私から1項目目「後期高齢者医療制度の認識」について及び2項目目「保険料抑制への決意」についてお答えをいたします。

高齢者医療を社会全体で支える後期高齢者医療制度は、医療給付費の約9割を現役世代からの支援金と公費で賄い、残りの約1割を被保険者の皆様に保険料としてご負担いただけた仕組みとなっております。

この制度は、増加する高齢者の医療費を社会全体で支え合うため、世代間の負担を考慮して設けられた制度であり、今後とも維持していく必要があると考えております。

この高齢者医療制度につきましては、平成25年12月13日に公布・施行されました、社会保障制度改革の法制上の措置を定めた、いわゆる「プログラム法」の中で、現行の制度の枠組みを維持することとされており、今後とも、県や関係機関との連携を図りながら、円滑かつ安定的な制度運営に努めてまいりたいと考えております。

保険料率の改定にあたりましては、財政上の工夫や制度の活用により保険料の抑制に努めており、平成26・27年度の保険料率の改定では、剩余金や財政安定化基金の活用や国による低所得者への負担軽減の拡充等により、平均保険料の増加率を7.

5%増から1.4%増に抑制いたしました。次期保険料の改定にあたりましては、後期高齢者医療制度の枠組みの中で工夫を施し、必要に応じて国への要望を行うなど被保険者の皆さまの保険料負担に配慮していきたいと考えております。ご質問の3項目以降につきましては、事務局長から答弁させていただきます。

事務局長（森 修二）議長。

議長（奥村 守）森事務局長。

事務局長（森 修二）事務局長を務めさせていただいております森でございます。それでは、3項目目以降お答えさせていただきます。

3項目目、保険料抑制に使える重要な財源として、財政安定化基金の積み増しを合わせて国・県にも要請を行うことについて、お答えをさせていただきます。

財政安定化基金は、都道府県に設置され、広域連合の給付増のリスクや保険料の徴収リスクによる財政不足等について、広域連合へ資金の交付・貸付を行うことを目的としています。

また、高齢者の医療の確保に関する法律等の改正が行われ、平成22年度から特例として、保険料の増加抑制のための活用が可能となっております。

なお、この基金への拠出金は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、国・県・広域連合がそれぞれ3分の1ずつ負担することとなっており、広域連合が負担する

拠出金の財源は保険料であります。

財政安定化基金の拠出率の取扱いに関しては、国が基本的な考え方を示し、平成26・27年度の保険料率改定の際には、平成27年度末の基金残高を見越して、各都道府県で判断することとされました。

福岡県においては、平成25年度末の財政安定化基金の残高約61億円は、事業運営に要するリスクの費用約18億円の3.4倍となっていることから、新たな拠出は見送られております。

平成28・29年度の保険料率改定に際しましても、国から拠出等についての基本的な考え方方が示されるものと承知しております。

本広域連合の財政安定化基金への拠出は、保険料を財源とするため、被保険者の費用負担も考慮する必要がございます。

従いまして、財政安定化基金の積み増しに関しましては、國の方針を踏まえ、本広域連合の事情も勘案しながら、県と協議いたしまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に4項目目、医療費適正化に係る支援、運営支援の充実等の県への要請の強化についてお答えをいたします。

後期高齢者医療制度における県の役割は、制度が円滑に運営されるよう後期高齢者医療広域連合と市町村を支援することでございます。県においては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、必要な助言や財政的支援を行っております。

また、福岡県独自の取り組みといたしましては、本広域連合発足当初より、2名の県職員を派遣していただき、制度の適正運営に努めるとともに、医療費適正化に向けた取り組みに貢献していただいております。

さらに、今年度からは、健康長寿講演会において、共同事業として、足腰の衰えなどを防ぐ、いわゆるロコモ予防について、県保健師が啓発・推進を行うなど、連携して被保険者の健康づくりの推進に取り組んでいるところでございます。

本広域連合といたしましては、引き続き、県と連携を図るとともに、安定的な制度運営に向け、財政支援についても県に対して必要な要望を行ってまいりたいと考えております。

次に5項目目、保険料率、均等割額、一人当たりの平均保険料がどこまで引き上げられるかと想定しているのかについてお答えをいたします。

これから後の後期高齢者医療保険料率改定にあたっては、高齢者人口の増加等に伴う医療給付費の伸びや、若年人口の減少に伴う後期高齢者負担率の上昇などの影響が想定されます。

今後も、引き続き、一人当たり医療費が増加すれば、保険料率も上昇するのではないかと考えられます。

本広域連合といたしましては、これまでにも、医療費の適正化に取り組むとともに、剩

余金や、財政安定化基金を活用して、保険料の上昇の抑制に努めてまいりました。

今後も、財政的な工夫を施すとともに、被保険者の健康づくりや医療費の適正化に今までにも増して取り組む必要があると考えております。

また、高齢化が進展する中、将来に向かっての負担と給付のあり方など、高齢者医療制度設計につきましては、国におきまして、引き続き充分な議論がなされるものと考えております。

本広域連合といたしましても、後期高齢者医療制度につきまして、必要に応じて国に対して要望を行う等、被保険者の負担に配慮する保険料率となるよう努める所存であります。

続きまして6項目目でございます。保険料軽減特例措置の見直しの影響について、お答えをいたします。

所得が少ない方に対する後期高齢者医療の保険料につきましては、国においてその負担を考慮し、所得に応じて均等割額を7割、5割、2割軽減する措置が制度化されております。

また、被用者保険の被扶養者であった方に対しましては、2年間、均等割を5割軽減する仕組みが設けられております。

現在、特例措置として、均等割額7割軽減の被保険者に対しては、9割もしくは8.5割を軽減する措置、また、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対しては、均等割を9割軽減する措置、そのほか所得が少ない方に対する所得割額の5割を軽減する措置が講じられております。

今後、厚生労働省は、平成29年度からこの特例措置を廃止し、原則的に本則に戻すとしております。

この軽減の見直しが行われますと、本広域連合においては、平成26年度の被保険者を対象に試算すると、約35万人の方に影響があると予想されます。

保険料への影響につきましては、所得割額は試算が困難ですが、均等割額については、9割軽減の方で、月額1,000円弱の負担増となる見込みであります。

軽減見直しにつきまして、厚生労働省は、実施に当たっては、急激な負担増となる者については、きめ細やかな激変緩和措置を講じるしております。

本広域連合といたしましても、国に対しまして、保険料軽減の見直しにあたっては、過度の負担や急激な変化とならないよう充分に配慮し、国民の混乱を招かないよう進めることを引き続き要望してまいります。以上でございます。

2番（藤沢 加代）議長。

議長（奥村 守）藤沢加世議員。

2番（藤沢 加代）ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

最初に要望を申し上げます。今回、私の質問は保険料の負担を何とか軽くできないかという一点に絞りました。今年度の保険料の引き上げが年金削減、消費税増税、物価の

値上がり、更にこれから国が考えている医療介護の改悪を前に、実施されたことから、どこまで高齢者がこの負担増に耐えきれるのかと懸念されたからです。高齢人口の増加は止めることは出来ません。そこで、医療費の抑制が課題となります。健診の受診率を上げ、病気予防や健康増進の取組みを更に強めて行かなければなりませんが、この間、一つの朗報がありました。肺炎球菌ワクチンが、昨年10月から、国の定期接種となつたことで、個人負担が軽くなりました。ただ、任意接種であるため、自治体間で負担額には差があり、どこまで普及できるかが課題です。肺炎球菌ワクチンの普及は、国でも医療費の削減効果があるとされています。北九州市は、独自に削減効果を試算しております。ここでは、具体的に細かいことは申し上げませんが、北九州市の医療費削減効果を、広域連合でも研究していただきて、福岡県にも協力を求め、各自治体に一層の個人負担の軽減と、普及のための啓発を行っていただきたいと、まず要望申し上げます。

続いて、質問に移ります。

保険料抑制について、再度お尋ねいたします。26、27年度の保険料の算定では、どの広域連合でも、剩余额や財政安定化基金を活用しています。剩余额は給付の見込みと、実績の差が大きいと剩余额も大きくなり、差が少ないと剩余额は減り、財政安定化基金を投入することになります。この時、今回の財政安定化基金の投入額は国と県と協議し、その上限が、前回投入額並と制約があったと伺いました。これでは、仕組み上、がんじがらめです。当広域連合の独自性、努力が發揮出来ません。広域連合議会も、単なる追認議会となってしまいます。それで広域連合として、国に対しもっと自主性を發揮出来るよう求めるべきだと思いますが、答弁を求めます。これが一つ目です。

次に、財政安定化基金についてお尋ねします。先程も答弁ございましたが、県が設置しているこの基金は、保険料抑制のために活用されております。第一質問でも申し上げたように、残高があるからと、26、27年度は予算を組んでおりません。再度拠出するように求めます。県や国が協議の上、承知しないと言われるなら、県民の苦しみにもっと責任を持つよう、県に対して言うべきでありますし、国に対しても、一旦廃止を約束したものであることから、根幹を改め、先程、枠はそのまま残すということが決められたということですけれども、それでは国は責任を果たしているとは言えません。国に対しても、もっと強く求めるべきではありませんか。再度お尋ねいたします。

3つ目は、財政安定化基金の活用について、更にお尋ねいたします。今回、他の広域連合について調べていただきました、北海道や広島、京都、静岡など、当広域連合と同様に、財政安定化基金を活用した広域連合のうち、一人当たりの投入額を見ますと、北海道の17,207円が最高で、第二番目は京都14,510円。福岡は最下位の10,314円となりました。国や県と協議をしているということで、だいたいどこの広域連合でも同じ様な結果であるのかと予測したのですが、こうした差が出ております。こうした差はどこから出てくるというふうに考えられるでしょうか。これが一つです。

もう一つは、もし、一人当たりの財政安定化基金を北海道並に活用すれば、引き上げ

を抑えることが出来たのではないでしょうか。これについてもお答えください。

そして最後にもう一つは、軽減特例措置の廃止についてです。

厚労省は今月8日、制度施行以来実施してきた、保険料の軽減特例措置の段階的廃止を示しました。これによりますと、先程、本広域連合では、35万人に影響が出るというふうに言われましたが、個々のモデル世帯などみると、3倍～5倍という負担に増えます。先程申し上げた通り、収入減の中の負担増で、高齢者の生活は大変です。深刻な影響を及ぼすことになります。これまで高齢者の命と暮らしを守る立場から、削減は行わないよう、全国協議会で、国の要望にも恒久的な措置をと言っておりましたが、今年度はこの項目が入っておりません。これについても、引き続いて、恒久化を求めて行くべきではありませんか。以上です。

議長（奥村 守）森事務局長。

事務局長（森 修二）再質問でございます。基金の活用についてということでございまして、一項目目が自主性をもつと持って基金を活用するようにしてはどうかということをございました。基金につきましては、26・27年度の保険料率改定に際し協議した中では剩余金については、その全額を投入すること、また基金につきましては保険料増加抑制のために平成24・25年度の交付見込額を超える水準を活用する場合は協議することが示されております。その中で、先程議員が説明されておりましたけれど、国との協議の中では、安定化基金につきましては、保険料上昇抑制のための活用について、平成26・27年度の総額約25億円を活用した場合の福岡県の保険料の伸び率については、全国の状況と比較すると、妥当な範囲であるとの助言を受け、検討・協議の上、25億円を活用するということとなっております。

本広域連合といたしましては、平成26・27年度保険料率改定において、最大限努力した結果、平均保険料の伸びを1.4%に抑えることが出来たと考えています。

その次でございますが、再度拠出をするべきでないかという質問でございます。基金につきましては、先程説明をいたしました通り、国・県それから広域連合が、それぞれ3分の1ずつ拠出して、積み立てているものでございます。この拠出金につきましては、先程のお答えの中にもありましたけれども、どうしても広域連合の場合は保険料が、その財源となることから、その辺りは、保険料に負担を及ぼすこともありますので、慎重に対応すべきだと考えているところであります。

また、安定化基金の活用の仕方については、北海道等、他の都道府県に比べまして、差があるということでございました。これにつきましては、それぞれの広域が行っております、財政運営の中で、剩余金であるとか、基金の活用であるとか、それ自ずと違ってくるものでございます。統一的にいくらまでを基金に入れるということではございませんので、その当たりも当然、国との協議があって、その結果が福岡県と他の都道府県との差に繋がってくるのだと考えているところでございます。

それと、軽減特例措置についての恒久化についてですけれど、これにつきましては、

今のところ、29年度からの廃止ということを伺って、厚生労働省が指示している状況でございます。恒久化につきましては、以前は、過度の負担がないように、財源的な支援していただきたいという形でのことだったと認識していますが、この本則に戻すという議論の中で、本広域連合といたしましては更に過度の負担がないように国に対して要望をしていきたいと思っているところでございます。

被保険者に対し、過度の負担を求めることなく、国による負担軽減を増やすということで、6月、11月にも、要望しているところでございます。以上でございます。

議長（奥村 守）藤沢議員、失礼ですけど、残り時間2秒。

2番（藤沢 加代）要するに、もう負担はもう限界に来ていると思いますので、ぜひ広域連合としても、その立場で頑張っていただきたいと思います。

議長（奥村 守）それでは藤沢議員の一般質問を終わりたいと思います。

通告のございました質問は以上でありますので、これにて一般質問を終わります。

■日程第7 専決処分の報告及び議会の承認を求めるについて

承認第1号 福岡県自治会館管理組合等 公平委員会規約の一部を 改正する規約

議長（奥村 守）次に、日程第7専決処分の報告及び議会の承認を求めるについて、承認第1号福岡県自治会館管理組合等公平委員会規約の一部を改正する規約について、その説明を求めます。森事務局長。

事務局長（森 修二）それでは、承認第1号をご説明いたします。

議案集の1ページをお願いいたします。

承認第1号は、地方自治法の規定により、専決処分しましたので報告し、承認を求めるものでございます。

その理由でございますが、本広域連合は地方公務員法に基づき、他の地方公共団体と共同して福岡県自治会館管理組合等公平委員会を設置しております。

その一団体である、福岡県市町村災害共済基金組合が平成24年度末に解散したため、福岡県自治会館管理組合等公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を減少するものでございます。

速やかに規約改正を行い、県に届け出する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

2ページは、専決処分書でございます。平成26年8月25日付けで専決処分させていただいております。

3ページは、規約改正の内容でございます。条文中の福岡県市町村災害共済基金組合を削るもので、平成25年4月1日から適用するものでございます。

4ページは、新旧対照表でございます。

以上、承認第1号の専決処分についての説明を終わらせていただきます。

議長（奥村 守）承認第1号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥村 守）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案の通り承認されました。

■日程第8 議案第1号 平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）

議長（奥村 守）次に、日程第8議案第1号「平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森事務局長。

事務局長（森 修二）議案第1号「平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額に、それぞれ、116億3,462万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、6,937億7,907万3千円とするものでございます。

次のページをお願いします。2ページでございます。歳入でございます。

補正額116億3,462万1千円を、前年度からの繰越金を充当することとし、10款1項「繰越金」に計上しています。

次に歳出でございます。3ページでございます。

平成25年度の給付実績等に基づき、国及び県への医療給付費等の負担金及び補助金の精算返還に必要な経費を1款1項総務管理費に116億3,462万1千円計上するものでございます。

なお詳細につきましては、4ページ以降に事項別明細書を掲載しております。

以上、簡単ではございますが、議案第1号「平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」の説明を終わります。

よろしくご承認賜りますようお願いをいたします。

議長（奥村 守）議案第1号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

議案第1号「平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」を採決をいたします。

お諮りをいたします。本件を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥村 守）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第9 議案第2号 平成27年度福岡県後期高齢者医療広域連合

一般会計予算案

■日程第10 議案第3号 平成27年度福岡県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計予算案

議長（奥村 守）次に、日程第9議案第2号「平成27年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案」及び日程第10議案第3号「平成27年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案」の2件を、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。森事務局長。

事務局長（森 修二）議案第2号と議案第3号「一般会計・特別会計当初予算」についてご説明いたします。

平成27年度当初予算の編成にあたりましては、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営を基本といたしまして、必要かつ適切な医療給付費等を計上するとともに、併せて医療費適正化等の推進や事務の改善・効率化を進め、保険財政の安定化、被保険者の健康長寿増進に取り組む予算としております。

議案第2号「平成27年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案」でございます。1ページをお願いいたします。

予算総額は、50億8,844万6千円でございます。

歳入の主なものについてご説明いたします。2ページでございます。

1款1項負担金は、市町村からの事務費負担金でございまして、3億2,128万6千円を計上いたしております。

2款1項国庫補助金は、調整交付金及び低所得の方等の保険料軽減措置のための交付金で、46億2,140万2千円を計上いたしております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。3ページでございます。

1款1項の議会費は、議会運営に必要な経費131万1千円を計上しております。

2款1項総務管理費50億7,686万1千円についてご説明します。

主なものとして、職員32名分の職員給与関係費2億9,646万4千円、地方財政法の規定に基づき広域連合の財政の健全性を確保するため財政調整基金に積立てるもの7,327万6千円、低所得者の方等の保険料軽減に活用するため臨時特例基金に積立てるもの46億2,764万7千円等を計上いたしております。

なお、詳細につきましては4ページ以降に予算に関する説明資料を掲載をいたしております。

続きまして、議案第3号「平成27年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案」をご説明いたします。26ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計予算の総額は、7,012億1,691万1千円でございます。平成26年度と比較いたしまして、190億7,245万9千円、2.8%増となっております。

次の27ページでございます。歳入の主なものについてご説明いたします。

1款1項市町村負担金は、事務の執行にかかる負担金、保険給付費の執行に充てるため市町村から受け入れる保険料等、療養給付費にかかる法定負担金の合計1,187億8,550万5千円を計上いたしております。

2款1項国庫負担金1,699億6,981万7千円は、療養給付費及び高額医療費にかかる法定負担金でございます。

2款2項国庫補助金573億7,048万7千円は、主に調整交付金でございます。

3款1項県負担金586億6,824万3千円は、療養給付費及び高額医療費にかかる法定負担金でございます。

5款1項支払基金交付金2,878億6,571万1千円は、若人からの支援金である社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

9款1項基金繰入金44億4,878万円は、低所得者の方等の保険料軽減のため、臨時特例基金から繰り入れるものでございます。

次に28ページでございます。歳出の主なものについてご説明します。

1款1項総務管理費でございます。総務管理費は、保険給付や事務の執行にかかる経費で11億8,456万9千円を計上いたしております。

主な内容でございます。医療保険者として実施いたしますレセプト点検関係費として1億6,604万1千円、被保険者の方に年3回受診状況をお知らせする医療費通知関係費1億118万5千円等を計上いたしております。

また、新規事業として柔道整復療養費適正化の二次点検等を実施する経費を含めて、現金給付支給事務関係費として、1億5,040万円を計上しております。

さらにジェネリック医療品利用案内通知、重複・頻回受診者訪問指導事業、医療費適正化のための保健師雇用にかかる経費等6,450万4千円を計上させていただいております。

2款保険給付費は1項療養諸費2項高額療養費等、総額6,994億9,843万5千円を計上しています。被保険者の増加や一人当たり給付費の伸びを見込み、前年度に比べ189億5,043万5千円増としております。

5款1項保健事業費は、健康診査等に要する経費でございまして、3億3,041万8千円を計上させていただいております。

なお、詳細につきましては、29ページ以降に予算に関する説明書を掲載しております。

以上、議案第3号「平成27年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案」の説明を終わらせていただきます。

よろしくご承認賜りますようお願いをいたします。

議長（奥村 守）議案第2号及び議案第3号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第2号「平成27年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案」を採決いたします。

お諮りいたします。本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（奥村 守）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「平成27年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案」を採決をいたします。

お諮りをいたします。本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長（奥村 守）ご異議がありますので、起立によって採決を行います。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成多数)

議長（奥村 守）ありがとうございます。ご着席ください。起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

■日程第11 議案第4号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」

■日程第12 議案第5号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

議長（奥村 守）次に、日程第11議案第4号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」及び日程第12議案第5号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。森事務局長。

事務局長（森 修二）それでは、議案第4号及び議案第5号を一括してご説明いたします。

議案集の5ページをお願いいたします。

まず始めに、議案第4号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正」についてご説明いたします。

提案理由でございますが、平成27年度における所得の少ない方等に係る保険料の減額に伴い、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てた基金の処分等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

6ページは、条例改正の内容でございます。具体的には、平成27年度において、被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割額の9割軽減及び低所得者に対する

均等割額の8.5割軽減を継続して実施するための財源を確保するため、基金の処分について定めた条項について、所要の改正を行うものでございます。

施行日は、本年4月1日でございます。

7ページは、新旧対照表でございます。

続きまして、議案第5号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」についてご説明いたします。8ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減として、平成27年度における所得の少ない方等に係る保険料を軽減するものでございます。

9ページは、条例改正の内容でございます。所得の少ない方等に対する保険料の軽減措置を、平成27年度も継続して実施できるように所要の改正を行うものでございます。

施行日は、本年4月1日でございます。

10ページは、新旧対照表でございます。

以上、議案第4号及び議案第5号についての説明を終わらせていただきます。

議長（奥村 守）議案第4号及び議案第5号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんので、これより、議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第4号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」を採決いたします。

お諮りをいたします。本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥村 守）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

お諮りいたします。本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥村 守）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第13 同意第1号 監査委員の選任について

議長（奥村 守）次に、日程第13同意第1号「監査委員の選任について」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。井上連合長。

広域連合長（井上 澄和）同意第1号について、ご説明申し上げます。

本案は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、監査委員のうち、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政経営に関し優れた識見を有する者の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

阿部澄男氏は、現、福津市監査委員でございます。

監査委員として、適任者と存じます。

なにとぞ、ご同意を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

議長（奥村 守）同意第1号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本件について、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥村 守）ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

■日程第14 同意第2号 監査委員の選任について

議長（奥村 守）続きまして、日程第14同意第2号「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、33番、今富壽一郎議員の退席を求めます。

（今富議員退席）

議長（奥村 守）提案理由の説明を求めます。井上広域連合長。

広域連合長（井上 澄和）同意第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、監査委員のうち広域連合議員から選任する者について、議会の同意を求めるものでございます。

今富壽一郎議員は、現、吉富町長であり、監査委員として、適任者と存じます。

なにとぞ、ご同意を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

議長（奥村 守）同意第2号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本件について、原案に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥村 守）ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。退席中の今富壽一郎議員の入室を許可します。

（今富議員入室、着席）

議長（奥村 守）今富議員が席に戻られましたので、今富議員を監査委員に選任することに同意いたしましたことをお伝えいたします。

■日程第15 請願第1号 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書

■日程第16 請願第2号 「医療・介護総合法」と4月からの

介護報酬改定案の見直しを求める請願

議長（奥村 守）続いて、請願第1号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」

及び請願第2号「『医療・介護総合法』と4月からの介護報酬改定案の見直しを求める請願」を議題といたします。

紹介議員に、請願の趣旨の説明を求めます。2番、藤沢加代議員。

2番（藤沢 加代）請願第1号について、請願趣旨を申し上げます。

後期高齢者医療制度の改善を求める請願書。

2008年4月から75歳以上の高齢者と65～74歳の障害者を対象として国保・被用者保険から切り離す後期高齢者医療制度が導入されました。世代間の公平な負担を旗印に、国民医療費の半分近くを占める高齢者にも応分の負担を求めるとともに、医療費全体の伸びを抑制することを狙いとするものです。福岡県においても後期高齢者医療保険料も介護保険料も改定のたびに値上げされてきました。

いま高齢者の生活は、生活必需品の値上がりと、年金の引き下げ、消費税増税により、低年金者は高すぎる後期高齢者医療保険料、介護保険料が払えずに滞納する方が増えています。昨年は、後期高齢者医療制度については改善を求めて155名の方が不服審査請求を行い、2回の口頭意見陳述も行われました。

後期高齢者医療保険料は、福岡県は平均保険料で、全国で5番目の高さ。保険料率は均等割額56,584円、所得割率11.47%と全国1位が続いています。後期高齢者医療制度の保険料が2年ごとに値上げを繰り返すのは、75歳以上人口と医療費の増加に応じて保険料が引き上げられる仕組みとなっているからです。

高齢者からは「被保険者として議論に加わることもできないまま値上げだけは引き受けざるを得ない」、「被保険者の意見はあまり生かされていない」といった声が聞かれます。

その解決のためには、制度の廃止が最も有効な手段ですが、制度はいまだ温存・継続されています。後期高齢者のいのちと健康を守る立場から、当面して、以下の事項について請願します。

- 1、保険料を引き上げないでください。
- 2、低所得者に対し、福岡県独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。
- 3、保険料未納者への「財産の差し押さえ」は行わないでください。
- 4、広域連合議会で、県民からの口頭陳述ができるようにしてください。

以上で、請願第1号を終わります。

次に第2号について申し上げます。

「医療・介護総合法」と4月からの介護報酬改定案の見直しを求める請願についてです。

安倍内閣は、「医療・介護総合法」によって、特養の入所厳格化と負担増や介護保険で要支援1～2の高齢者が利用する通所介護と訪問介護が来年度からなくなり、市町村による代替サービスに変わります。17年度まで実施を猶予できますが、自治体からは移行は困難との声が上がっています。さらに4月から介護報酬を大幅に引き下げる動き

を強めています。介護報酬改定は、3年に1度行われ今回は5度目の改定で、財務省は「6%」と具体的な数字を挙げ、前例のない大規模な報酬削減を要求しています。特に特別養護老人ホームやデイサービス等の基本報酬を引き下げます。厚生労働省の実態調査で赤字の事業所が3割あるなか、報酬を下げればサービス低下や廃業に追い込まれる危険も予想されます。介護報酬削減は中止して、利用者の負担増にならないよう手立てをしながら介護報酬の増減・底上げに転ずるべきです。

高齢者の生活は、生活必需品の値上がりと、年金引き下げ、消費税増税により、低年金者は高すぎる後期高齢者医療保険料、介護保険料が払えず滞納する方が増えています。

国の責任を投げ捨て、自治体に肩代わりさせたうえ、介護給付費を厳しく削減する介護制度改悪は「断固反対」します。

介護保険制度に関する請願項目は、

- 1、「医療・介護総合法」の見直しを国に求めてください。
- 2、4月からの介護報酬大幅引き下げを中止するよう、政府に要請してください。
- 3、後期高齢者医療保険料の値上げを止めるよう要請してください。

以上です。

議長（奥村 守）本請願に対する執行部の参考意見を求めます。川久保事務局次長。

事務局次長（川久保 真之）それでは請願第1号及び第2号に対する広域連合の執行部の考え方につきまして、お手元の配布資料に沿ってご説明いたします。

請願項目に対する考え方の1ページをお願いいたします。

まず、請願第1号「1 保険料を引き上げないでください」についての考え方でございます。

後期高齢者医療制度は、高齢者医療を社会全体で支える観点から、世代間の負担を明確にした制度で、医療費から自己負担額を除いた医療給付費のうち、約5割を公費、約4割を現役世代の保険料、残りの約1割を保険料として被保険者にご負担いただいております。

高齢者の医療費が全国で最も高い福岡県の場合は、保険料の負担も全国平均に比べて、高くなっています。このため、本広域連合では、第2期健康長寿医療計画に基づき、健診や健康づくり事業をはじめ、医療費の適正化に向けた様々な取り組みを実施しているところでございます。

また、後期高齢者医療保険の保険料率は、2年毎に2か年度分を通して算定することとなっておりますが、平成26・27年度の保険料の改定につきましては、若年人口の減少に伴う後期高齢者負担率の上昇等によりまして、1人当たりの平均保険料は、約7.5%の増加が見込まれました。そのため、剰余金等約61億円の活用によりまして約4.6%の抑制を行い、さらに新たに拡大された低所得者の負担軽減対策による1.5%の抑制を反映させ、最終的に保険料の上昇幅を、前回改定と比較し約1.4%増としたところであります。

今後とも、保険料率の改定にあたりましては、制度の枠組みの中で工夫を施すとともに、必要に応じて国へ要望等をしてまいりたいと考えております。

次のページをお願いいたします。

請願第1号「2 低所得者に対し、福岡県独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください」についての考え方でございます。

低所得者に対する保険料の軽減につきましては、均等割額について所得に応じて7割、5割、2割を軽減する軽減措置が国において制度化されておりますが、その内、7割軽減は、制度発足当初から9割及び8割5分まで軽減率を拡充する特例措置を実施されております。

平成26年度からは、2割軽減対象となる所得基準額が10万円引き上げとなるとともに、今まで二人世帯以上が軽減対象であった5割軽減につきましても、単身世帯も対象とするなどの拡大が実施されました。

また、平成27年度も、5割軽減、2割軽減の所得判定基準を見直し、さらに軽減対象者が、拡大される見込みであります。

医療費の窓口負担につきましては、国において入院と外来を合わせた自己負担限度額のほか、外来に係る自己負担限度額を設ける等、きめ細かく設定されております。

本広域連合では、さらに災害や事業の休廃止、失業などの理由により、保険料の納付や医療機関での窓口負担が困難となった方に対しましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、本広域連合の条例・規則で、保険料の徴収猶予及び減免措置や、一部負担金の減免及び猶予制度を設けております。

低所得者に対する保険料の負担軽減等につきましては、引き続き、国等へ必要に応じて要望をしてまいりたいと考えております。

なお、低所得者に対する保険料軽減措置や窓口負担の軽減措置を独自に設けることにつきましては、その財源を新たに保険料または市町村負担金に求めることになることから、極めて難しいと考えております。

3ページをお願いいたします。

請願第1号「3 保険料未納者への財産の差し押さえは行わないでください」についての考え方でございます。

後期高齢者医療の保険料につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定により、広域連合が被保険者に対し賦課し、市町村が徴収を行うことになっております。

従いまして、保険料滞納者に対する滞納処分につきましても、保険料の徴収を担う市町村において実施することとなっております。

保険料の滞納に対しましては、文書・電話催告をはじめ、窓口での納付相談、臨戸訪問など、各市町村独自の収納対策が実施されております。

負担の公平性の観点から、資産が十分にあるにもかかわらず、納付に応じない滞納者

に対して、財産の差し押さえを実施する市町村もございます。

本広域連合といたしましても、滞納解消の取組は重要と考えております。広報等により納期内納付の推進を行い、滞納の未然防止を図るとともに、滞納者への短期被保険者証の活用による早期の納付相談を実施することなどを推奨しております。

また、相互扶助の精神のもと、皆でお金を出し合う助け合いの仕組みであります医療保険制度の趣旨からも、資産が十分あるにもかかわらず、納付に応じない滞納者に対する財産の差し押さえも活用されるべきであると考えております。

つづきまして、3ページ下の方でございますが、「4 広域連合議会で、県民からの口頭陳述ができるようにしてください」についての考え方でございます。市町村等の普通地方公共団体の議会での請願等の対応は、所管する委員会に付託し、審査されることが一般的でございますが、特別地方公共団体である本広域連合の議会では、委員会が設置されておらず、本会議の場において、請願審査が行なわれております。

次のページをご覧ください。

請願は、会議規則の規定に基づきまして文書にて提出いただきしており、広域連合議会において、請願の採否を決定するにあたっては、提出された請願書にて審査できるものとのご判断の上、必要に応じて、紹介議員の説明を求めるなど、十分な請願審査がなされていると承知しているところでございます。

なお、議事運営につきましては、広域連合議会において決定されるべき事項であるものと考えております。

つづきまして、請願第2号でございます。「1 『医療・介護総合法』の見直しを国に求めてください」、また、「2 4月からの介護報酬大幅引き下げを中止するよう、政府に要請してください」につきましては、後期高齢者医療広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度の事務を処理するために設置された特別地方公共団体でございます。

そのため、本広域連合は、請願いただいた内容についての考え方などを述べる立場にございませんので、対応は差し控えさせていただきたいと思います。

最後でございますが、請願第2号「3 後期高齢者医療保険料の値上げを止めるよう要請してください」についてでございます。後期高齢者医療制度は、高齢者医療を社会全体で支える観点から、医療費から自己負担額を除いた医療給付費のうち、約5割を公費、約4割を現役世代の保険料、残りの1割を保険料として被保険者にご負担いただく、世代間の負担を明確にした制度でございます。医療費の変化に伴いまして、保険料が変動することについては、是非ともご理解をお願いしたいと考えているところでございます。

請願項目に対する考え方につきましては、以上でございます。

議長（奥村 守） 請願第1号及び請願第2号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより請願ごとに採決をいたします。

お諮りいたします。

請願第1号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。

(起立少数)

議長（奥村 守）ありがとうございました。ご着席ください。

起立少数です。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。

請願第2号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。

(起立少数)

議長（奥村 守）ありがとうございました。ご着席ください。

起立少数です。

よって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、議事日程は、すべて議了いたしました。

お諮りをいたします。本定例会において可決された各案件については、その条項、字句、数字その他の整理をするものについては、会議規則第39条の規定により、これを議長に委任願いたいと存じますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥村 守）ご異議なしと認めます。よって、本定例会において可決された案件の条項等の整理につきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

■閉会（15時23分）

これをもちまして、平成27年第1回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労様でございました。

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長

奥 村 守

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

金 堂 清 之

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

長 崎 武 利